

福井市宮ノ下地区社会福祉協議会

規 約

第一章 名称及び事務所

- 第1条 本会は福井市宮ノ下地区社会福祉協議会という。
- 第2条 本会の事務所を宮ノ下公民館におく。

第二章 目的及び事業

- 第3条 本会は地区住民が健康で豊かな生活が営まれるように、全住民が協力して、人と自然にやさしい福祉の町づくりに貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
- 1) 住民の福祉に関する調査及び総合的計画の樹立。
 - 2) 住民の福祉増進を目的とする各団体の事業の連絡調整及び活動の助成。
 - 3) 福祉活動に対する理解と関心を高め、地区ぐるみの福祉活動の実践。
 - 4) その他本会の目的達成に必要な事項。

第三章 組 織

- 第5条 本会は宮ノ下地区住民をもって組織する。
- 第6条 本会は事業運営のために必要に応じ専門部会をもつことができる。

第四章 役 員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 1名
 - 3) 監事 2名
 - 4) 理事 若干名 (常任理事 若干名)
 - 5) 庶務会計 1名
- 第8条 会長、副会長、監事(1名)は総会において選出する。
- 監事1名は自治会連合会の監事をあてる。
- 理事は各団体の代表者及び会長の推薦者を総会に報告し承認を求める。
- 常任理事は理事の中から会長が委嘱する。
- 庶務会計は会長が委嘱する。
- 第9条 会長は本会を代表し、会務を総轄する。
- 副会長は会長を補佐し、会務の企画運営を司る。
- 尚、会長事故あるときはこれを代行する。
- 監事は会計を監査する。
- 庶務会計は本会の庶務会計を司る
- 第10条 役員の任期は2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。
- 尚、後任の役員は前任者の残任期間とする。

- 第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第五章 福 祉 委 員

- 第12条 本会は福祉事業推進のため、福祉の窓口となる福祉委員若干名を置く。

- 第13条 福祉委員の役割は次のとおりである。

- 1) 福祉問題の発見
- 2) 福祉情報の伝達
- 3) 近隣の協力者の開拓
- 4) 社会福祉協議会組織の一員としての活動への参加

- 第14条 福祉委員は具体的福祉問題の情報交換と活動のあり方について協議する機関として福祉委員会を設ける。

第六章 会 議

- 第15条 会議は総会、理事会、常任理事会とする。会議は会長が招集し、議長となる。

- 第16条 総会は年1回開催し、次の事項を審議する。

- 1) 庶務会計に関する事項
- 2) 規約の改廃に関する事項
- 3) 役員選任に関する事項 その他重要事項

- 第17条 理事会は総会にかわる決議機関であり、常任理事会より提出された議案について審議する。

- 第18条 常任理事会は具体的福祉問題についての企画運営にあたるとともに理事会にかけける議案の作成にあたる。

第七章 会 計

- 第19条 本会の会計は会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。尚、会計年度は4月1日より翌年3月31日をもって終わる。

- 附 則 この規約は昭和55年6月1日より施行する。

平成2年7月1日 全面改正

平成8年4月18日 一部改正